

○八千代市市営住宅等管理条例施行規則

平成10年3月4日

規則第3号

改正 平成10年9月25日規則第38号
平成12年3月24日規則第9号
平成13年3月30日規則第8号
平成13年6月8日規則第23号
平成14年1月11日規則第1号
平成14年3月18日規則第8号
平成14年11月29日規則第48号
平成15年8月14日規則第25号
平成19年3月30日規則第17号
平成19年12月26日規則第43号
平成20年3月25日規則第2号
平成20年7月14日規則第31号
平成22年1月15日規則第2号
平成26年3月25日規則第15号
平成29年7月7日規則第27号
平成29年10月25日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代市市営住宅等管理条例（平成9年八千代市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込み)

第2条 条例第8条第1項の入居の申込みは、市営住宅入居申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

- (1) 市営住宅に入居しようとする者及び条例第6条第1号に規定する親族（以下「同居予定者」という。）の市県民税所得証明書
- (2) 世帯全員の住民票の写し（同居予定者のものを含む。）
- (3) 市営住宅に入居しようとする者又は同居予定者が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号イからホまでに規定する者(以下「控除対象者」という。)である場

合において、前2号の書類で控除対象者である事実を証明することができないときは、当該事実を証明する書類

- (4) 市営住宅に入居しようとする者が条例第2条第4号オに掲げる者に該当する場合は、当該事実を証明する書類
- (5) 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者がある場合は、当該事実を証明するに足りる書類
- (6) 条例第5条第1号から第5号までに掲げる理由のある者にあつては、当該事実を証明する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平29規則37・一部改正)

(入居の決定の通知)

第3条 条例第8条第2項及び第3項の規定による通知は、市営住宅入居決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(優先入居に係る世帯)

第4条 条例第9条第4項に規定する規則で定める寡婦とは、20歳未満の子を扶養している現に配偶者のない女子で、その者と扶養する子だけで世帯を構成する者をいう。

(請書)

第5条 条例第11条第1項第1号に規定する請書の提出は、請書(第4号様式)に、連帯保証人の所得証明書、印鑑証明書及び住民票の写しを添えて、行うものとする。

(入居の報告)

第6条 入居者は、入居の日から10日以内に市営住宅入居報告書(第5号様式)に当該入居による転居の届出の後編成された世帯全員の住民票の写しを添えて、市長に報告しなければならない。

(連帯保証人の変更等)

第7条 入居者は、条例第11条第1項第1号の連帯保証人が死亡したとき、又は資格を欠いたとき、市長が別に連帯保証人を定めることを命じたとき、その他連帯保証人を変更するときは、新たに連帯保証人を定めて第5条に規定する書類を市長に提出しなければならない。

2 入居者は、連帯保証人が住所、氏名等を変更したときは、直ちに、その旨を市営住宅入居者連帯保証人住所等変更届(第6号様式)により市長に届け出なければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、入居者に連帯保証人の変更を命ずることができる。

(同居の承認)

第8条 条例第12条第1項に規定する同居の承認を受けようとする入居者は、市営住宅同居承認申請書(第7号様式)に、同居させようとする者の収入を証する書類及び入居者との続柄が明記された書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を市営住宅同居承認書(第8号様式)により当該申請者に交付するものとする。

(平20規則2・一部改正)

(承継入居の承認)

第9条 条例第13条第1項に規定する入居の承継を受けようとする者は、市営住宅承継入居承認申請書(第9号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の収入を証する書類

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 入居の承継を受けようとする者が条例第2条第4号オに掲げる者に該当する場合は、当該事実を証明する書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を市営住宅承継入居承認書(第10号様式)により当該申請者に交付するものとする。

3 承認を受けた者は、第5条に規定する書類を市長に提出しなければならない。

(平20規則2・平29規則37・一部改正)

(利便性係数)

第10条 条例第14条第2項に規定する数値は、別表に定めるとおりとする。

(収入の申告等)

第11条 条例第15条第1項に規定する収入の申告は、毎年8月末日までに市営住宅収入申告書(第11号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 世帯全員の収入を証する書類

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 条例第15条第3項並びに第29条第1項及び第2項の規定による通知は、市営住宅収入

認定通知書（第12号様式）により行うものとする。

3 入居者は、条例第15条第4項前段の規定により意見を述べるときは、収入に関する認定意見書（第13号様式）を市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、条例第15条第4項後段の規定により更正したときは、収入認定更正通知書（第14号様式）により入居者に通知するものとする。

（平29規則37・一部改正）

（家賃等の減免又は徴収猶予）

第12条 条例第16条又は第19条第2項の規定により家賃又は敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃等減免・徴収猶予申請書(第15号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 世帯全員の収入を証する書類

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 家賃又は敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者が条例第2条第4号オに掲げる者に該当する場合は、当該事実を証明する書類

(4) 第1号及び第3号の書類で条例第16条各号のいずれかに掲げる事情を証明することができない場合は、当該事情を証明する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、減免又は徴収の猶予の可否を決定し、その旨を市営住宅家賃等減免・徴収猶予決定通知書（第16号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（平29規則37・一部改正）

（家賃の納付）

第13条 条例第17条第2項の規定による家賃の納付は、八千代市市営住宅使用料納付通知書（第17号様式）又は口座振替の方法により行うものとする。

（平22規則2・一部改正）

（督促）

第14条 条例第18条第1項の規定による督促は、督促状（第18号様式）により行うものとする。

（使用中断届）

第15条 条例第25条の規定による使用中断の届出は、市営住宅使用中断届（第19号様式）

により行うものとする。

(用途併用の承認)

第16条 条例第27条ただし書の規定により市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとする入居者は、市営住宅一部用途併用承認申請書(第20号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、管理上支障がないと認めるときは、その旨を市営住宅一部用途併用承認書(第21号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(模様替え又は増築の承認)

第17条 条例第28条第1項ただし書の規定により市営住宅の模様替え又は増築(増築に係る建築面積が6.6平方メートル以下とする。)をしようとする入居者は、市営住宅模様替(増築)承認申請書(第22号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、管理上支障がないと認めるときは、その旨を市営住宅模様替(増築)承認書(第23号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(明渡しの期限の延長申出等)

第18条 条例第32条第4項に規定する明渡しの期限の延長の申出は、市営住宅明渡期限延長申出書(第24号様式)により行うものとする。

2 市長は、条例第32条第4項の規定により、明渡しの期限を延長しようとするときは、市営住宅明渡期限延長承認書(第25号様式)により、当該申出者に通知するものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第19条 条例第38条の規定により新たに整備される市営住宅に入居を希望する者は、第2条に定めるところにより、市長に申し込まなければならない。

2 第7条の規定は、前項に規定する入居を決定した場合について準用する。

(明渡しの届出)

第20条 条例第41条第1項の規定により市営住宅を明け渡そうとする入居者は、市営住宅明渡届(第26号様式)により、市長に届け出なければならない。

(同居者の異動届)

第21条 入居者は、同居者に異動が生じたときは、市営住宅同居者異動届(第27号様式)に、異動を証する書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

(検査員の証票)

第22条 条例第45条第3項の証票は、市営住宅検査員証（第28号様式）とする。

（平20規則2・一部改正）

（準用）

第23条 市立住宅の管理については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは、「市立住宅」と読み替えるほか、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2条	市営住宅入居申込書	市立住宅入居申込書
第3条	市営住宅入居決定通知書	市立住宅入居決定通知書
第6条	市営住宅入居報告書	市立住宅入居報告書
第7条第2項	市営住宅入居者連帯保証人住所等変更届	市立住宅入居者連帯保証人住所等変更届
第8条第1項	市営住宅同居承認申請書	市立住宅同居承認申請書
第8条第2項	市営住宅同居承認書	市立住宅同居承認書
第9条第1項	市営住宅承継入居承認申請書	市立住宅承継入居承認申請書
第9条第2項	市営住宅承継入居承認書	市立住宅承継入居承認書
第11条第1項	市営住宅収入申告書(第11号様式)	市立住宅収入申告書(第11号様式の2)
第11条第2項	市営住宅収入認定通知書	市立住宅収入認定通知書
第12条第1項	市営住宅家賃等減免・徴収猶予申請書(第15号様式)	市立住宅家賃等減免・徴収猶予申請書(第15号様式の2)
第12条第2項	市営住宅家賃等減免・徴収猶予決定通知書	市立住宅家賃等減免・徴収猶予決定通知書
第13条	八千代市市営住宅使用料納付通知書	八千代市市立住宅使用料納付通知書
第15条	市営住宅使用中断届	市立住宅使用中断届
第16条第1項	市営住宅一部用途併用承認申請書	市立住宅一部用途併用承認申請書
第16条第2項	市営住宅一部用途併用承認書	市立住宅一部用途併用承認書
第17条第1項	市営住宅模様替（増築）承認申請書	市立住宅模様替（増築）承認申請書
第17条第2項	市営住宅模様替（増築）承認書	市立住宅模様替（増築）承認書
第18条第1項	市営住宅明渡期限延長申出書	市立住宅明渡期限延長申出書

第18条第2項	市営住宅明渡期限延長承認書	市立住宅明渡期限延長承認書
第20条	市営住宅明渡届	市立住宅明渡届
第21条	市営住宅同居者異動届	市立住宅同居者異動届
第22条	市営住宅検査員証	市立住宅検査員証

(平29規則37・一部改正)

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(八千代市市営住宅等管理条例施行規則の廃止)

2 八千代市市営住宅等管理条例施行規則(昭和39年八千代市規則第13号)は、廃止する。

附 則(平成10年規則第38号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成13年規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成13年規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年6月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、

これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成14年規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年1月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成14年規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成14年規則第48号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第17号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成19年規則第43号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第31号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成29年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第37号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第10条）

（平10規則38・平14規則48・平15規則25・平19規則43・平20規則31・平26規則15・平29規則27・一部改正）

名称	利便性係数
八千代市市営花輪団地	0.7（浴槽及びふろがま付きの市営住宅は、0.76）
八千代市市営ほしば団地	0.74（浴槽及びふろがま付きの市営住宅は、0.8）
八千代市市営第二ほしば団地	0.74（浴槽及びふろがま付きの市営住宅は、0.8）
八千代市市営よなもと団地	0.79
八千代市市営むらかみ団地	0.79
八千代市市立まつわ団地	0.74（浴槽及びふろがま付きの市立住宅は、0.8）
八千代市市立第二まつわ団地	0.79
八千代市市立第二村上団地	0.79